

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年5月20日

島根県知事 丸山達也 殿



提出者

住 所 島根県益田市下本郷町219番地2
氏 名 日新建設株式会社
代表取締役 宮地正浩
電話番号 (0856) 22-3378

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日新建設株式会社
事業場の所在地	島根県益田市下本郷町219番地2
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

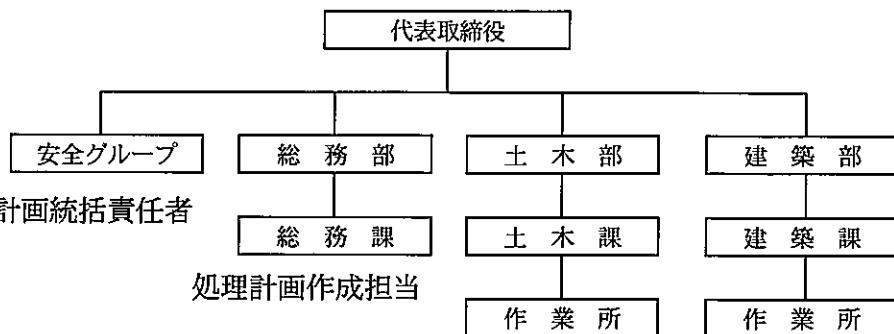
①事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業 小分類：一般土木建築工事業
②事業の規模	元請完成工事高 3.3億円
③従業員数	25人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	A flowchart showing the waste processing process. It starts with "工事現場 現場事務所" (Construction site, Site office) on the left, which branches into six categories: "がれき類" (Residual waste), "木くず" (Wood waste), "繊維くず" (Fiber waste), "廃プラスチック類" (Plastic waste), "紙くず" (Paper waste), and "混合廃棄物" (Mixed waste). Arrows from these categories lead to two intermediate processing steps: "委託処理 (中間処理: 破碎)" (Commissioned treatment (intermediate treatment: crushing)) for wood, fiber, and plastic, and "委託処理 (中間処理: 焼却)" (Commissioned treatment (intermediate treatment: incineration)) for residual, paper, and mixed waste. Both intermediate steps lead to a final step: "委託処理 (最終処分)" (Commissioned treatment (final disposal)). Finally, an arrow points from the final step to "再生品目" (Recyclable items) on the right.

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
② 計画	排 出 量	
	(これまでに実施した取組) 添付書類No. 1のとおり	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
② 計画	排 出 量	
	(今後実施する予定の取組) 添付書類No. 1のとおり	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 公共工事がほとんどであるため、発注元の工事仕様書に廃棄物処理方法が明記されている。仕様に基づいた処理を実施している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記内容を実施予定

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
実施例なし			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
実施予定なし			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
実施例なし			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
実施予定なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
実施例なし			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
実施予定なし			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】 添付書類No.1 のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

添付書類No.1のとおり

②計画	【目標】添付書類No.1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
添付書類No.1のとおり			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

1. 廃棄物の処理に関する事項

添付書類No.1

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

(1) 基本的事項

①産業廃棄物の適性処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。

②発生した廃棄物はすべて処理業者に委託して、収集運搬から処分に至るまで確認し適確に管理する。

③最終処分量の削減・再生利用の拡大等については、工事そのものが、発注元が公共工事で、廃棄物処理については、仕様書に明記され、仕様書通りに履行し、削減・再生利用に努める。

④廃棄物の処理については関連会社等にも（発生抑制・再生利用）必要な指導をする。

(2) 廃棄物処理の現状

現時点では工事現場が公共工事である。従って、発注元の工事仕様書に廃棄物処理方法が明記され、仕様書に基づいた処理を実施している。

(3) 産業廃棄物の種類別発生、処理状況（令和3年度実績）

産業廃棄物の種類	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
がれき類	464.310 t	t	464.310 t	t	t
廃プラスチック類	17.150 t	t	17.150 t	t	t
紙くず	0.180 t	t	0.180 t	t	t
木くず	569.520 t	t	569.520 t	t	t
繊維くず	0.220 t	t	0.220 t	t	t
建設混合廃棄物(管理型)	0.130 t	t	0.130 t	t	t
	t	t	t	t	t
	t	t	t	t	t

(4) 産業廃棄物の種類別発生、処理状況（令和4年度計画）

産業廃棄物の種類	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
がれき類	405.000 t	t	405.000 t	t	t
廃プラスチック類	15.000 t	t	15.000 t	t	t
紙くず	1.000 t	t	1.000 t	t	t
木くず	500.000 t	t	500.000 t	t	t
建設混合廃棄物(管理型)	0.300 t	t	0.300 t	t	t
	t	t	t	t	t